

<省令>

番号	該当箇所	御意見の概要	いただいた御意見に対する考え方
1	P.2 「環境教育等支援団体の指定の基準」	都道府県、市町村の規模によって環境教育等支援団体の指定数など違いがあるものと思慮するが、指定数のコントロールはする予定か。すなわち「各県に一指定団体」とするなどの基準があるのか。 もし、地方の県で指定する団体数が複数となれば、支援団体指定の機能や役割が小さく分散し、持続的な運営環境が損なわれる恐れがある。こうした点を考慮し、国又は県・市における適正指定数について、ガイドライン設定を行ってほしい。	環境教育等支援団体の指定は、申請がされた団体のうち、基準を満たすものを指定するものであり、指定団体の指定数をあらかじめ制限することは、現段階では考えていません。
2	P.2 「環境教育等支援団体指定制度」	経理的基礎に関する指定基準において、省令案では「支援事業を適確かつ円滑に実施するのに必要な資力を有していること」と示されている。 資力とは「事業を行うのに必要な資金」と捉えることができるが、認定に必要な資力の適正額をどういった基準で判断することになるのか知りたい。 因みに地方の特非などでは、技術的能力はあっても資力に関しては基盤が弱いケースが多い。こうした状況のなかに大手企業の資金や個人資金が入りこみ、地道な活動を展開してきた団体の可能性をつぶしたり、団体運営に影響を与えるような結果を招きかねない。こうした点について配慮や牽制は考慮されているのか。 さらに支援団体の指定において、申請のもと主務大臣が指定することとなっているが、環境教育は地域の特長を活かし、地域住民と連携した活動実績・信頼感をもっとも重要であると思う。資力こうした点を指定基準の柱とし、資力に関して不十分なところには、公的資金支援制度によるバックアップ体制をとるなどの経過措置を検討してもらいたい。	支援事業を適確かつ継続的に実施することが困難である場合に、「必要な資力」が備わっていないと判断することとなります。例えば、資金的な問題を理由として、求められた支援事業を十分に遂行することができなかったという事実がある場合などにおいては、「必要な資力」が備わっていないと判断されることとなります。 「地域住民と連携した活動実績・信頼感」が重要だという点は御指摘のとおりであり、そうした点も勘案して指定制度を運用してまいりたいと考えます。
3	P.2の7行目 「環境教育等支援団体の指定の基準」	支援団体の指定制度と人材認定等事業登録制度の省令中、「団体の構成員」を「役員又は構成員」に変更してほしい。	御指摘の「役員又は構成員」という規定については、それらの構成全体に関する基準について規定した場合の規定ぶりであり、当該省令案において用いるのは適当ではないと考えます。 なお、財団についても「構成員」と規定する用例は存在します。 (※ 不動産の鑑定評価に関する法律施行令(昭和三十九年一月十四日政令第五号)第8条第4号)
4	P.5 「人材認定等事業登録制度」	人材認定事業は、省令の案では「利益の分配その他の営利を目的とするものではなく」と記されている一方、企業の参入は可としているとのこと。しかし、一旦企業が事業参入すれば、利潤の追求は当然のことであり、営利目的ではない事業というのは一般的な経営論から見て合理的ではないように思われる。 むしろ、企業が特非や民間団体に対し、資金や人材、活動拠点の提供などでコラボレーションすることで、税や雇用等に関する持続的な優遇措置が受けられるなどの措置が新たな産業と参入機会を創造するのではないかと思量する。検討願いたい。	御指摘のような事業者と民間団体等との間の協働は有効だと考えており、そうした協働が推進されるための施策を今後とも考えてまいります。
5	P.5 「人材認定等事業登録制度」	現在、環境教育に関わる人材育成や技能養成に関わる多くの団体が存在するが、認定する団体の質やレベルをどのように判断するのか、また、この団体が認定とするレベルや技術力は環境教育においてどういったポジションにいるのか。 少なくともこれまでの環境教育現場では、実践活動を積み重ねて得た技術や知見が中軸となって活動が支えられてきた。こうした中で、今回の「認定」に関しては人材の範囲が不明確。また、既存の団体内では「認定資格」としてインセンティブやアイデンティティとして許されるが、自然に対して様々な解釈がある中で、国が統一化するのはいささか思い上がりではないか。 「認定」でなく環境保全・教育等を支援する人の「登録」が望ましい。「認定」はまた、環境や自然そのものを統制化する危険性を秘めているように思われる。 自然教育指導の実践経験を補助的な立場やボランティアの立場で積み重ねて、既存団体の認定資格ではない「認定」を取得するインターンの仕組みの検討をお願いしたい。 また、インターン制度を有効にするために、2年から3年登録者を準公務員扱いで国家雇用し、この間でボランティアスタイルの現場経験重ね「認定」を取得するといった考え方で、環境教育への日本国の真剣な取り組みを国民に伝えていくことも検討してもらいたい。	人材認定等事業登録制度の登録の基準としては、講習の実施者の経験年数などの客観的基準を以て運用してまいります。 認定事業については、各団体の自発的取組を制限することの無いように運用してまいります。

6	P.5 「人材認定等事業登録制度」	<p>これまで環境活動の現場は、国からの指示で動いたわけではなく、自らの意思で活動を行ってきたもの。</p> <p>教材の検定に関して、いかに教育に係るものとは言え、国のチェックが入ることは環境教育を自発的意思で進めてきた団体や活動家にとって、抵抗があることを理解したうえで、慎重にその制度の実行について対処してほしい。</p>	<p>創意工夫により自発的に行われてきた民間団体による事業の、民間ならではの良さを損なうことのないように、人材認定等事業登録制度を運用してまいります。</p> <p>また、教材の開発・提供事業については、登録を求める者に、一定の条件を課すものであることから、検定制度とは異なるものです。</p>
7	P.11の7行目 「体験の機会の場の認定の申請」	<p>「④直近の3事業年度の各事業年度における事業計画書及び収支予算書」を「④直近の3事業年度の各事業年度における事業計画書及び収支予算書、又は指導にあたる者の類似事業に関する3年以上の実績を記した書類」に変更してほしい。</p>	<p>体験の機会の場の認定制度においては、申請に係る「場」における事業の経験が重視されることから、御指摘のように、事業を担当する者の類似事業に関する属人的な経験年数のみを対象とするのではなく、当該「場」において3年以上の事業実績があることを要件としています。</p> <p>(10ページ⑥における「当該事業」については、申請に係る「場」における事業のことを指します。)</p>